

兵庫県公報

令和3年2月19日 金曜日 第183号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 阪神間都市計画ごみ焼却場及び阪神間都市計画汚物処理場事業の認可（都市計画課）	3
公 告	
○ 落札者等の公示（産業政策課）	3
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	4
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	4
正 誤	
○ 令和2年12月16日付け兵庫県公報号外中	4

告 示

兵庫県告示第143号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和3年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県淡路市久留麻2221-1 岡田光司 同 県同 市久留麻2324-6 南山耕一	仮屋	仮屋漁業協同組合
兵庫県淡路市久留麻2248-3 森二兵 同 県同 市久留麻2246-3 灰野吉一	森	森漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和3年2月19日から3月5日まで
- (2) 縦覧場所 仮屋加入区 兵庫県淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合
森加入区 同 県同 市久留麻2205-5 森漁業協同組合



兵庫県告示第144号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる

刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西浦	さわら流網漁業	別記	4月20日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	48隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月2日から同年4月2日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月20日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。

イ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。

ウ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

ア 姫路市上島

イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点

ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点



兵庫県告示第145号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町	いかかご漁業	別記1の1	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	13隻	別記2

		別記1の2	5月10日から 7月31日まで				
--	--	-------	--------------------	--	--	--	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年2月26日から同年3月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月15日から令和5年3月31日までとする。

別記1 操業区域

- 1 明石市二見町から姫路市大塩町までの海面
- 2 共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
令和3年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

宝塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

- 阪神間都市計画ごみ焼却場事業
- 阪神間都市計画汚物処理場事業

(2) 名称

- 第1号 宝塚市ごみ焼却場
- 第1号 宝塚市汚物処理場

3 事業施行期間

令和3年2月19日から令和14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

宝塚市小浜1丁目及び弥生町地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和3年2月19日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県立ものづくり大学校ほか12施設で使用する電気 予定数量3,834,365キロワット時/年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年1月13日

4 落札者の名称及び住所

株式会社ホープ 福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル

- 5 落札金額（税抜）
49,809,957円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年11月24日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年2月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市緑丘1丁目71番1、72番1、84番1の一部、71番1地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市三左衛門堀西の町205番地の2
株式会社パナホーム兵庫 代表取締役 香山恒紀
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年1月5日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-16-2号（2高砂）

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年2月19日

契約担当者

兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立歴史博物館ほか8施設で使用する電気 予定数量5,632,480キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月29日
- 4 落札者の名称及び住所
中部電力ミライズ株式会社 名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額（税抜）
72,315,192円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年12月15日

正 誤

- 令和2年12月16日付け（兵庫県公報号外）
兵庫県規則第56号（特定水産資源の採捕の停止に関する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	上から1	漁獲量等の報告	採捕の停止
	上から8	法第11条第1項第3号	法第11条第2項第3号
	上から14	法第11条第1項第3号	法第11条第2項第3号